



広報

たまつくり

昭和60年

10月

第303号 (毎月15日発行)

→ 町の人口と世帯 →

10月1日現在

男 6,969人(-7)

女 7,086人(+26)

計 14,055人(+19)

世帯数 3,284戸(+3)



(玉造小学校で)

主な見どころ

かけっこは
運動会の花形だから
かけっこは
力強く
いつしょうけんめい
はしれ!
はしれ!
強く腕を振って
高く膝を上げて
はしれ!

かけっこ

町の農業委員決まる
第三回定例議会
身障福祉を考える
まちのわだい
手・足を使って若々しく
おしらせ
出産・死亡
12	10
13	9
14	7
	3
	2

町の農業委員決まる

会長は 加 固 進 氏

玉造町農業委員会委員の一
般選挙が十月三日に町内各投票所において行われ、十五人の農業委員が選出されました。

今回の選挙は任期満了にと
もない行われたもので、当日の投票率は八四・三九%でした。

また、改選後初の農業委員

会総会が十月十二日に開かれ
会長及び会長代理の推薦と議
席等が決まりました。

会長には加固進さん、会長
職務代理に小島信男さん、農
地部会長に松金勇さん、農
政部会長に飯島具之さんが選
ばれました。

公選された農業委員および

農協・共済組合・議会の
それぞれの推薦による農
業委員と調査区は左表の
とおりです。

農業委員 (敬称略)

氏名	地区	調査区	備考
飯島具之	藤井	藤井	公選
山口庄衛門	西谷	西谷	議会推薦
高野昭夫	西谷	荒宿	公選
関野仁一	根古屋	根古屋	"
金塚淳	西蓮寺	西蓮寺	"
飯田博俊	竹の塙	新田・竹の塙	議会推薦
高塚勇	舟津	舟津・宿	公選
松金勇	新宿	新宿・横須賀・小座山	"
田中照雄	川向	上宿・川向・高須	"
小島信男	柄貝	加茂・下宿・柄貝・諸井	"
後藤栄	泉	里・内宿・横町	農協推薦
橋川正治	泉	横須賀・泉	公選
神子田三男	緑ヶ丘	緑ヶ丘	"
関口丈夫	上山	芹沢	共済組合推薦
平間主一	上山	上山	公選
杉山忠平	捻木	捻木・若海・谷島	"
山口忠一	中山	中山	"
羽成忠男	浜	浜・八木蒔	"
加固進	浜		"
井野孝夫	沖洲	羽生・沖洲	議会推薦

保健協力員の推薦を依頼

— 区長会議で —

わが町の一人ひとりの健康づくりを推進することをねらいに、町内191班全部から1人ずつ「保健協力員」をつくろうと、さる10月8日に農村環境改善センターで区長会議が開かれました。会議では町から区長さんたちに保健協力員を推薦していただくよう依頼がありました。

「玉造町保健協力員」の制度は町独自に今年度より新しくもうけられるもので、任期は2年。対象は35歳~55歳の女性で主な仕事は、講習会や会議に参加し研さんをつんでいただくことや、町の保健事業への協力などです。

区長さんから推薦を受けた皆さんには、ぜひご協力くださるようお願いします。



(農村環境改善センターで)

第三回定例議会

三議案を可決

第三回定例議会が九月十一日に開かれました。二議員による町政一般に関する質問が行われたあと、一般会計の補正予算案など三議案が上程されました。可決された議案は次のとおりです。

▼議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する議会の議決に付さなければ

なりません。

▼鹿行地方広域市町村圏事務組合規約を変更規約のうち「組合の共同処理する事務」の一部が改められました。

▼玉造町保健協力員の推薦について

第三回定例議会が九月十一日に開かれました。二議員による町政一般に関する質問が行われたあと、一般会計の補正予算案など三議案が上程されました。可決された議案は次のとおりです。

▼議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する議会の議決に付さなければ

なりません。

▼鹿行地方広域市町村圏事務組合規約を変更規約のうち「組合の共同処理する事務」の一部が改められました。

正しい理解とあたたかい協力を

身障福祉を考える

わたしたちの社会は、いろいろな人間の集まりであり、人は皆お互いに助け合って生きていかなくてはなりません。背の高い人や低い人、速く走ることのできる人やできない人がいるのと同じように、障害を持つことは、身長や運動能力の違い、個人差の一つだと思います。みんなが助け合い協力し合つて、いくためには、障害を持つ人の問題は単に障害を持つ人の問題ではないでしょうか。障害を持つ人に理解と関心を深めるためにどうしたらよいか、考えてみたいと思います。

身障福祉制度のあらまし

「身体障害者福祉法」という法律で、体に障害のある範囲の該当する人を身体障害者と言っています。該当する人は申請すれば、県より「身体障害者手帳」が交付され、さまざまな福祉制度が受けられます。県内で身体障害者手帳を持っている人は五万三千七人（昭和五十八年度末）おり、卒中などの脳血管障害や不慮の事故などによりますます増加の傾向にあります。玉造町でも三百六十一人（昭和五十八年十月）が身体障害者手帳を持っています。次に身体障害者の皆さんを受けられるおもな福祉制度を見てみましょう。

更生医療の給付

○対象者：十八歳以上の身体障害者手帳を持つている方

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるような医療を受けられます。

補装具の交付・修理

○対象者：身体障害者手帳を持つている方で判定の結果補装具が必要と認められた方

器具類：①視覚障害→盲人

安全つえ、義眼、眼鏡、点字

器具類：②聴覚、言語機能障害→

補聴器、人工喉頭、③肢体不

器具類：④肢体不自由者→

自由→義手、義足、装具、車

器具類：⑤難聴者→

音楽、電動車いす、歩行車など、

○内 容：④ほっこう、直腸機能障害→ストマ用装具

○費 用：一部負担もあり。

運転免許取得費用の補助

○対象者：重度（一・二級）の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害で二級以上の身体障害者手帳をもつて居る方のいる世帯。ただし、所得税非課税世帯に限ります。

○内 容：居室、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用を六十万円を限度として、四分の三が補助される。

○内 容：居室、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用を六十万円を限度として、四分の三が補助される。

○内 容：県の指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

- ③言語・肢体の複合→電動タブレット。
- ④肢体不自由者→浴そつ、湯わかし器、便器、特殊マット、訓練いす、特殊尿器など。
- 貸与：⑤難聴者又は外出困難な身体障害者で所得税非課税世帯→福祉電話、ミニファックス。
- 費 用：一部負担もあり。

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしており、家族がその介護をできない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしておられ、家族がその介護を

できない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしておられ、家族がその介護を

できない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしておられ、家族がその介護を

できない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしておられ、家族がその介護を

できない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：日常生活に著しく支障をきたしておられ、家族がその介護を

できない状況にある身体障害者の家庭。

○内 容：お世話を内容は

○内 容：①食事、洗たく、掃除等の家事介護、②生活に関する相談指導。

○内 容：一部負担もあり、

○内 容：生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるよ

○内 容：生活を豊かにするために次

○内 容：日常生活用具の給付・貸与

○内 容：日常生活がしやす

いように、日常生活用具の給付、貸与が必要と認められる

○内 容：重度障害の方

の下肢・体幹・聴覚・じん臓機能障害者であつて就労等のた

○内 容：所得額が年額三万二千円

百円以下の世帯に属する方

○内 容：自動車運転免許を取得する

方で所得額が年額三万二千円

○内 容：訓練を受けた費用のうち

十五万円を限度として、その三分の二以内が補助される。



玉造町身体障害者福祉協議会が発足して、早や十六年の月日が流れました。初代会長の小澤徳恭さん以来、五代目定されて三十五年。障害者の福祉の増進をはかることを目的に定められたものですが、その目的の一助としても多くの方の更生を願って努力しております。紙上をかりて厚く御礼申し上げます。わたくしたち会員は、障害と努力しております。紙上をかりて厚く御礼申し上げます。小

私は、脳性小児マヒによるアテトーゼをともなった体幹機能障害をもっています。小学校へ入学するまでは歩くこともできませんでしたが、一年間の就学猶予のち、家族や友人のたすけで地元の小学 校と中学校へ通いました。



「将来の生活への不安」「医療」「健康問題」

の進路が決定してなかつたのです。それは、私の手がきかず。自立をめざして

私は、もうこしか就職先がないんだというつもりで適用訓練をいっしょうけんめい行いました。そのかいあつて今のが会社東洋製綱株式会社に採用されました。

今では、計量事務を一人でまかされがんばっています。

「あなたは国・県・町等で障害者の幸せを高めるうえで最も力を入れる必要のあるものを次の中から選んでください」と書かれた用紙が複数枚並んでおり、その上に「あなたの充実」「医療費の減免」「障害者問題の啓発」という3つの選択肢が記載されています。

か……と不安でした。そこで先生に頼み学校で、先生の手伝いをやらせてもらいました。そして、週に一回は必ず職安に行きました。

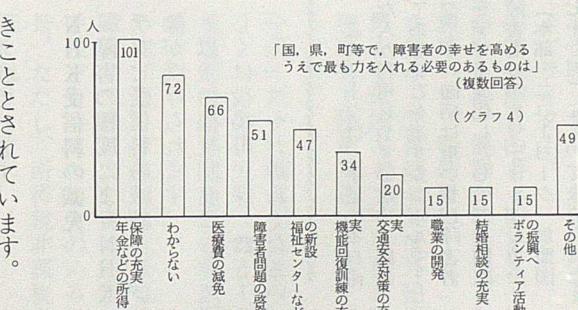
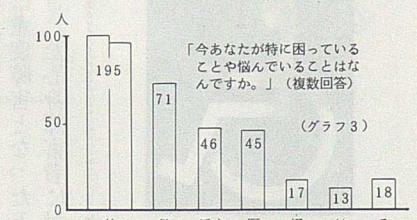
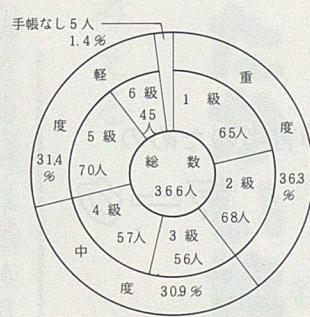
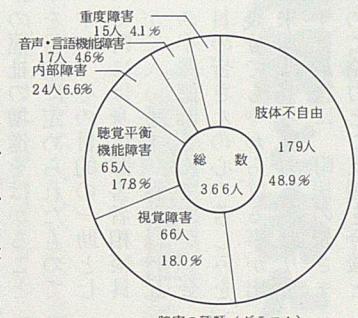
から将来の生活まで不安が大きいものと考えられます。

ラフ4のように「年金など所得保障の充実」を求める声がトップを占めています。続いて「医療費の減免」「障害者

場所 高須田園 時間 午後六時半打上げ開始
：仕掛け花火、スター、マ
イン等数多くの花火が
晩秋の夜空を彩ります。
十一月四日(月)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
『健康』や『将来の生活への不安』を持ちながら
『年金の充実』と『医療費の減免』を望む

障害者福祉のまちづくり計画策定のための障害者(身体障害者)に対するアンケート調査から。



得て、町内の身体に障害のある皆さん三百六十六人を対象に「アンケート調査」を行いました。国際障害者年を記念して実施したもので、アンケート調査の内容は、「就業の有無」「困っていることや悩んでいること」「行政に対する要望」などです。その結果、障害のある人で職についている方は四割弱にすぎず、不安をいだいていることは、「健康」や「将来の生活」で、「年金の充実」「医療費の減免」を望んでいることがわかります。

60歳以上：6割弱
肢体不自由：5割弱

アンケート調査の対象となつた障害者三百六十六人の内わけは男二百二十七人（六二%）、女百三十九人（三八%）で、年齢別に見ると六十歳以上が二百十一人で全体の五八%を占め、高年齢化の傾向にあります。

一方、障害の種類ではグラフのようになります。次が視覚障害の順。

障害の等級別ではグラフのように重度三六・三%、中度三〇・九%、軽度三一・四%

就業者は4割で、6割
強は職についていない
障害のある方の就業状況を
みると、職についている方は
全体の三五・五%，職につい
てない方が六四・五%とな
っています。職についていな
い理由は「重度のため」（二
六・五%）「高齢のため」（
二三・二%）などとなつてい
ます。

また職についている方でも
農業従事が五九・二%，自営
業以外の製造業や公務員はわ
ずか七・七%にしかすぎず、
まだまだ就業の状況は厳しい
といえます。

身体障害の雇用については
「身体障害者雇用促進法」に
より雇用率が定められていて
各企業や法人・機関は次の率
以上の身体障害者を雇用すべ

所得・充実	率
年金などの所得	101%
保障の充実	72%

きこととされています。

▼ 民間企業

- 一般の民間企業 一・五%
- 特殊法人 一・八%
- ▼ 国・地方公共団体
- 非現業的機関 一・九%
- 現業的機関 一・八%

ところが、昭和五十九年六月一日現在での『民間企業における身体障害者の雇用状況（労働者職業安定局集計）』によると、一般の民間企業の実雇用率は一・二五%で、雇用率が一・五%に達成しない企業が四六・四%と、約半数近くの企業が雇用率に満たないという結果がでております。

